

ー坂町県道推進室からのお知らせー

# 県道だより

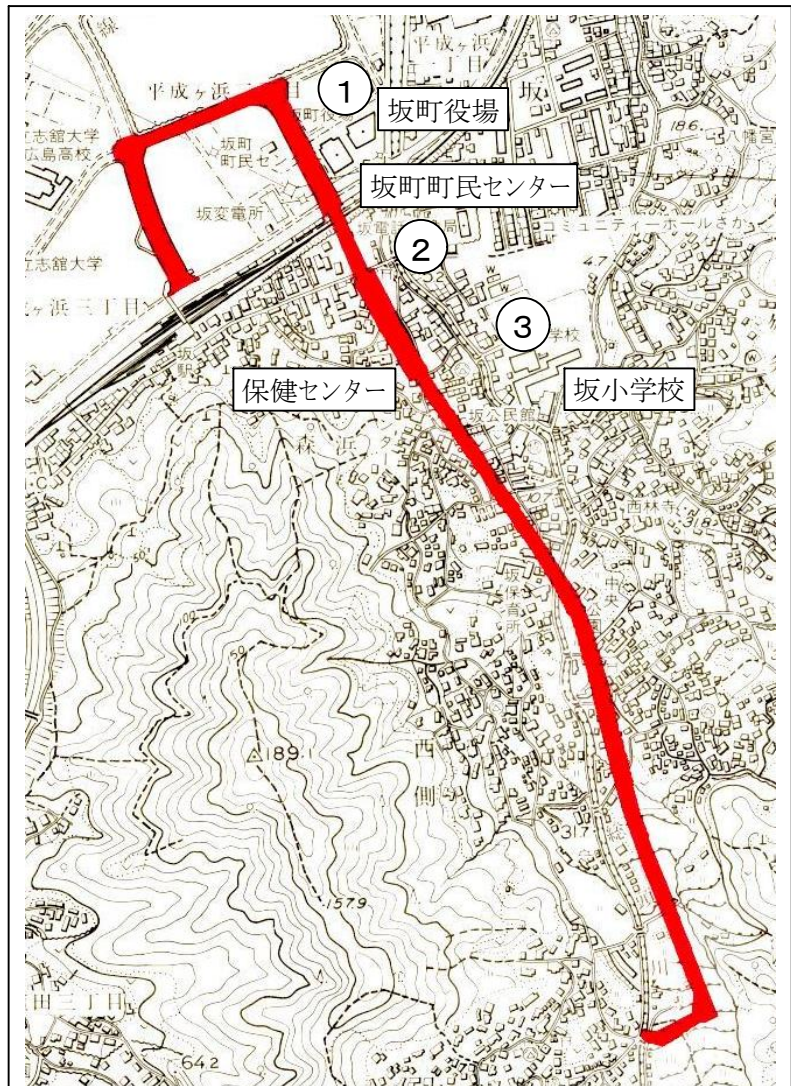
第8号 発行：平成16年12月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町  
平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町県道推進室  
TEL (082) - 820 - 1536  
FAX (082) - 820 - 1523  
E-mail:sanken@town.saka.hiroshima.jp

今年度は、坂町を始め全国的にも自然災害が頻発し、甚大な被害をもたらしました。道路は、円滑な交通処理や街づくりを誘導する機能もありますが、災害時には救急車両の交通路としても機能し、迅速な救急活動が求められる防災対策には不可欠なものです。また、本年11月22日に坂地区の住民福祉協議会の代表者と広島県及び坂町とで懇談会を開催し、坂地区内の現状と課題について話し合いました。今後におきましても、地元住民と行政が協働し災害に強く安全で快適なまちづくりに取り組んでいく所存です。さて、今回は、代替地について、大変ご心配をおかけしておりますので再度、説明させていただきます。

現在、事業の代替地としてお示ししておりますのは、

- ① 平成ヶ浜にある  
坂地区開発(株)所有地  
(約18区画  
42～55坪で想定)、
- ② 旧役場跡地  
(約3区画  
50～70坪で想定)、
- ③ 坂町町民グラウンド  
(約20区画  
50～55坪で想定)  
であります。



また、この3箇所以外について希望される方にも意向に沿える提案ができるよう最善の努力を行います。

そこで、坂地区内に土地をお持ちの方の中で、県道事業による移転者の方の代替として土地をお譲りいただける方がいらっしゃれば、連絡をお待ちしております。

なお、代替地として、土地をお譲りしていただける方にも、裏面のとおり税制上の特例措置が認められています。

税制上の特例措置 ※①と②はどちらか1つを適用できます

県道事業のため道路用地として、土地を譲っていただけの方

- ① 土地などの資産を道路用地として譲っていただき、金銭による補償を受けられた場合、その補償金の **5,000万円までは、税金が課税されません。**



(例)

補償金 5,000万円	—	特別控除 5,000万円	=	課税対象額 0円
----------------	---	-----------------	---	-------------

- ② 土地などの資産を道路用地として譲っていただき、代替資産を取得された場合には、**代替資産の取得に充てられた金額については、税金が課税されません。**



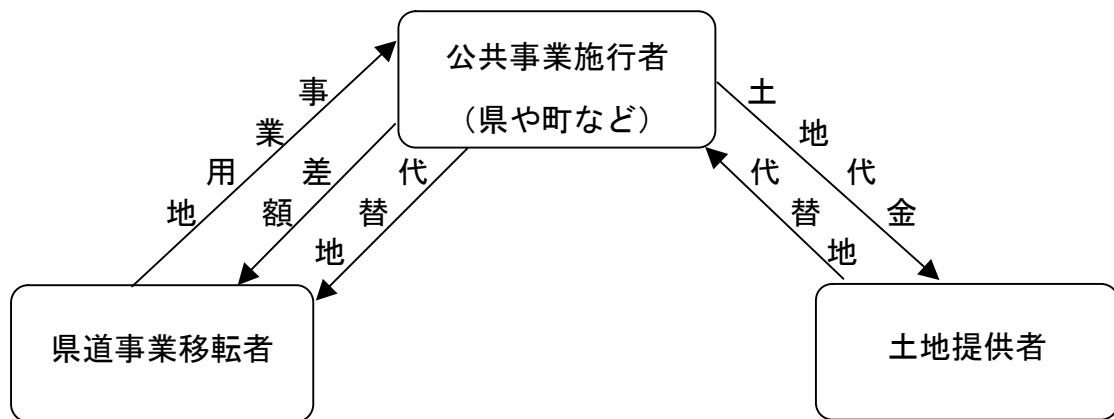
注) 原則として代替資産は2年以内に取得しなければなりません

(例)

補償金 7,000万円	—	代替資産代金 7,000万円	=	課税対象額 0円
----------------	---	-------------------	---	-------------

県道事業のため移転される方へ土地を譲っていただけの方

- ③ 県道事業により移転される方へ、公共事業施行者(県や町など)を通じて土地を譲っていただいた場合、その土地代金の **1,500万円までは、税金が課税されません。**



(例)

土地代金 2,000万円	—	特別控除 1,500万円	=	課税対象額 500万円
-----------------	---	-----------------	---	----------------

※ 特別控除を差し引いた500万円に対し、所得税が課税されます。

- ※ 税制上の特例措置は、県や町などの事業施行者と税務署が事前に協議する必要があります。協議が整えば特例措置となる証明書を事業施行者が発行することにより措置の適用となります。
- ※ 特別控除の額を超える補償金があった場合には、特別控除の額を超える部分について所得税は課税されます。
- ※ 公共事業により土地や建物を譲っていただいた場合、次の土地や建物の購入代金、取壊費用、仲介手数料、登記費用、借家人への立退料等は、必要経費として課税の対象になりませんので、その費用を補償金から差し引いたもので課税の計算をします。